平成２２年（フ）第５８１号
北九州市八幡西区若葉３丁目23番12―402号
債務者　石丸　良宣
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５８４号
北九州市戸畑区夜宮３丁目９番４―402号奥田亜希子方
債務者　倉元　英樹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６２８号
北九州市八幡西区清納２丁目６番９―203号
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３２号
北九州市八幡西区八千代町13番５―206号
債務者　四方田美奈
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４３号
北九州市小倉南区舞ケ丘５丁目10番16号
債務者　間柴　勝義
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５９号
北九州市小倉南区舞ケ丘５丁目10番16号
債務者　間柴　景子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７５号
北九州市若松区北湊町５番58―407号
債務者　西谷　敦子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８７号
北九州市八幡東区荒手１丁目12番６号
債務者　渡邉恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９２号
北九州市小倉北区高浜２丁目６番45号
債務者　夷工業所こと　平野　正義
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９６号
北九州市戸畑区新池３丁目７番22号
債務者　吉田ムメヨ
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９７号
北九州市戸畑区新池３丁目７番22号
債務者　吉田恵利子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１８号
北九州市門司区清見４丁目３番２―101号
債務者　松岡　博美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２２号
北九州市小倉南区北方２丁目20番39―402号
債務者　杉山　征治（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２７号
北九州市若松区高須南３丁目２番９―502号
債務者　南出三枝子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３６号
北九州市八幡西区市瀬２丁目11番６号
債務者　吉田志津枝
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４５号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目６番15―204号
債務者　木畑香菜子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７６１号
北九州市八幡西区香月中央５丁目４番17号
債務者　志牟田　武
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７４号
北九州市若松区中川町５番８―101号
債務者　東　　大介
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部